

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	博物館登録原簿への登録	
根拠法令(例規)及び条項	博物館法第10条	
法令(例規)番号		
関 係 条 項	博物館法第11条、第12条 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条、別表5の項(1) 博物館の登録に関する規則第2条、第3条、第4条(美唄市)	
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
審 査 基 準	基 準	<p>資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をするために、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的達成に必要な資料があること。 2 目的達成に必要な学芸員と職員がいること。 3 目的達成に必要な建物と土地があること。 4 1年を通じて150日以上開館すること。
	審査基準未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	14日	
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	博物館に相当する施設の指定	
根拠法令(例規)及び条項	博物館法第 29 条	
法令(例規)番号		
関 係 条 項	博物館法施行規則第 18 条、第 19 条 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第 2 条、別表 5 の項(1)	
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。 2 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。 3 学芸員に相当する職員がいること。 4 1年を通じて100日以上開館すること。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	14 日	
備 考		